


所管部課		都市建設部 都市計画課	部長	内藤 峰雄		
件名		東大和市道路位置指定事務手続要領について				
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
<p>(1) 制定理由 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路について、指定に係る市の事務処理を明確にし、様式を整理するため、要領を制定するものである。</p> <p>(2) 施行日 市長決裁の日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 事務処理の明確化、様式の整理が図られる。</p>						
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)						
3. 留意事項 (問題点等) 東大和市公式ホームページに掲載し、申請者等へ明示する必要がある。						
4. 主管部処理案 (検討結果等) 庁議終了後、要領制定の起案処理を行う。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。